育成就労

育成就労の準備を、期限から逆算する

2027年4月の開始までに確かめること

育成就労で受け入れる予定の会社の方へ

この資料で分かること

1 申請の期限と、出す時期

2 分野ごとの決まりの確かめ方

3 指定区域と、受入れ人数の考え方

2026年10月2日 確認

2027年4月1日開始の申請は、2026年11月1日まで

項目	内容
申請の期限	2026年11月1日
受付の開始	2026年9月1日から受付中
出す時期	開始の7か月前から5か月前
結果の届き方	2027年4月1日以降に郵送

2027年4月1日に開始する場合の期限です。

申請の前に、分野・監理支援機関・協議会を固めます

1	分野を確かめる	自社の事業がどの分野か
2	監理支援機関を決める	許可を申請済みか確かめる
3	協議会に入る	分野で決められた手続をする
4	計画を申請する	開始の7か月前から5か月前

監理支援機関の申請受理票の写しが要ります。

雇用のあっせんは、監理支援機関が行います。

上乗せ基準の告示は、17分野すべて公表ずみです

確かめるもの	公表の状況
上乗せ基準の告示	17分野すべて公表
分野別運用要領	9分野で公表
審査基準	5分野で公表
協議会の加入手続	9分野で開始

飲食料品製造・介護・宿泊・建設は、運用要領がまだ。

数は、2026年10月2日に入管庁のページで確かめたもの。

指定区域は、8都府県の都市部「以外」の地域です

区分	当たる地域
指定区域	8都府県の都市部以外（地方）
指定区域の外	8都府県の都市部（大都市圏）
判断の基準	法人は登記簿の本店の所在地

8都府県：
東京・神奈川・千葉・埼玉・
愛知・京都・大阪・兵庫

8都府県の中にも、
指定区域の市町村が
あります。

都市部の会社は、地方からの転籍者を6分の1まで

項目	内容
地方から移る人	6分の1まで
本人の意向による転籍者	全体の3分の1まで
指定区域の優良な会社	人数の枠が広がる
転籍を制限できる期間	分野ごとに1年から2年

6分の1は、地方から本人の意向で移る人の数です。

申請の前に、この6つを確かめてください

- [] 自社の事業が当たる分野・業務区分
- [] 監理支援機関が許可を申請済みか
- [] 必須業務が全体の3分の1以上の計画か
- [] 就労前の日本語の条件（試験か講習）
- [] 送出国の推薦状が要る国かどうか
- [] 本店が指定区域にあるかどうか

特定技能の登録支援機関とは、仕組みが別です。

2026年11月1日から逆算して、準備を始めてください

次にやること

1 開始したい日を決め、申請の期限を出す

2 監理支援機関に、申請の予定を聞く

3 11月1日から逆算し、準備の日程を作る

出典

出入国在留管理庁：育成就労制度運用要領

外国人技能実習機構：計画認定の施行日前申請

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

在留状況と研修の目的から、学習を設計します

ご相談で分かること

1. いつ、だれに、どの準備が要るか
2. 受講の時間数と、期間の目安
3. 受講の記録と、修了の証明の出し方

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 試験の合格や、在留資格の許可を保証するものではありません。
- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784